

2025年2月5日

各 位

会 社 名 ザインエレクトロニクス株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 南 洋 一 郎
(スタンダード・コード番号: 6769)
問い合わせ先 取締役総務部長 山 本 武 男
電 話 番 号 0 3 - 5 2 1 7 - 6 6 6 0

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます）の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2025年3月28日開催予定の第33期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては①当社の普通株式（以下「本株式」という）あるいは②本株式を取得するための金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2019年3月26日開催の第27期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます）の報酬等の額は、金銭及びストックオプションとしての新株予約権を対象とするものとして年額500百万円以内（監査等委員でない社外取締役はおりません）とする旨（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）及び各事業年度において割り当てることができる新株予約権の上限を1,000個とご承認をいただいております。また、上記報酬限度額とは別枠で、取締役のストックオプション報酬額について、2019年3月26日開催の第27期定時株主総会において、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額（割当日において適用すべき諸条件をもとに企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出）に、割り当てる新株予約権（4,000個を上限）を乗じた額を付与する旨、及び、2022年3月25日開催の第30期定時株主総会において、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額（割当日において適用すべき諸条件をもとに企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出）に、割り当てる新株予約権（3,500個を上限）を乗じた額を付与する旨ご承認いただいております。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬限度枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式あるいは②本株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、本株式について発行又は処分を受けることとなります。また、対象取締役に対して支給する本株式又は金銭債権の総額は、年額70百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年

70,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする本株式の株式分割（本株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します）といたします。

本制度に基づき当社から支給される報酬として、対象取締役に対して金銭債権を支給せずに本株式を支給する場合、本株式は対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、本株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、本株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における本株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該発行又は処分される本株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき当社から支給される報酬として、対象取締役に対して本株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、本株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における本株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として本株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による本株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上